

2年度 公文書開示状況（8月決定分） 財務局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2. 6. 5	R2. 8. 3	①立川駅南口東京都・立川市合同施設(仮称)(31) 新築昇降機設備工事 ②産業交流拠点(仮称)及び八王子合同庁舎(31) 新築エスカレーター設備工事 ③産業交流拠点(仮称)及び八王子合同庁舎(31) 新築エレベーター設備工事 上記①から③に係る参考図(図面)	29	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
2	R2. 6. 5	R2. 8. 3	①立川駅南口東京都・立川市合同施設(仮称)(31) 新築昇降機設備工事 ②産業交流拠点(仮称)及び八王子合同庁舎(31) 新築エスカレーター設備工事 ③産業交流拠点(仮称)及び八王子合同庁舎(31) 新築エレベーター設備工事 上記①から③に係る見積書 上記①の主要資材発注予定報告書	78	1						1	1	1		1				<ul style="list-style-type: none"> ・(7条2号) 見積書 提出担当者の役職・氏名(個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため) ・(7条3号) 個別の見積単価に係る部分(法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報である。これらの情報が競合他社等に提供されると、他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、法人がその後の事業活動において不利な立場に置かれることとなるため) ・(7条4号) 見積書提出担当者の印影(偽造等による犯罪予防のため) ・(7条6号) 主要資材発注予定表(主要資材発注予定報告書は、東京都が受注者である事業者に対し、昇降機製作に着手する前に提出を義務付けている。主要資材発注予定報告書は、あらかじめ使用部品を、把握し、例えば事故のあったメーカーにより制作された部品が含まれているか否かを確認するための資料である。また、この報告書の確認結果によっては、事業者により部品メーカーの変更について申し入れるなど、より安全な昇降機設備を完成させることができる。しかし、これらを開示した場合、今後、事業者は主要資材発注予定報告書を提出する際、公開されることを前提として、経営方針が推測されないように詳細の記載をためらったり、大まかな記載にする可能性がある。その結果、使用部品を正確に把握し、確認することができなくなる等、工事施行の適正な遂行に支障を及ぼすものであると認められる。) 	財務局建築保全部施設整備第一課
3	R2. 6. 5	R2. 8. 3	①立川駅南口東京都・立川市合同施設(仮称)(31) 新築昇降機設備工事 ②産業交流拠点(仮称)及び八王子合同庁舎(31) 新築エスカレーター設備工事 ③産業交流拠点(仮称)及び八王子合同庁舎(31) 新築エレベーター設備工事 上記①から③の最低制限価格の公表区分のわかる文書					1											上記文書については、取得及び作成しておらず不存在のため	財務局建築保全部施設整備第一課
4	R2. 6. 2	R2. 8. 4	都立立川学園特別支援学校(仮称)(31)増築昇降機設備工事 参考図(図面①②)	12	1														財務局建築保全部施設整備第二課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
5	R2. 6. 2	R2. 8. 4	都立立川学園特別支援学校（仮称）(31)増築昇降機設備工事 見積書 主要資材発注予定報告書	49		1													<ul style="list-style-type: none"> ・（7条第2号） 見積書 提出担当者の役職・氏名（個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため） ・（7条第3号） 個別の見積単価に係る部分（法人における価格体系及び価格構成並びに個別の価格設定の概要が推測されることとなる情報である。これらの情報が競合他社等に提供されると、他社は価格交渉の資料としたり、自らの見積りを調整し、営業戦略上優位に立つ可能性があり、法人がその後の事業活動において不利な立場に置かれることとなるため） ・（7条第4号） 見積書提出担当者の印影（偽造等による犯罪予防のため） ・（7条第6号） 主要資材発注予定表（主要資材発注予定報告書は、東京都が受注者である事業者に対し、昇降機製作に着手する前に提出を義務付けている。主要資材発注予定報告書は、あらかじめ使用部品を、把握し、例えば事故のあったメーカーにより制作された部品が含まれているか否かを確認するための資料である。また、この報告書の確認結果によっては、事業者により部品メーカーの変更について申し入れるなど、より安全な昇降機設備を完成させることができる。しかし、これらを開示した場合、今後、事業者は主要資材発注予定報告書を提出する際、公開されることを前提として、経営方針が推測されないように詳細の記載をためらったり、大まかな記載にする可能性がある。その結果、使用部品を正確に把握し、確認することができなくなる等、工事施行の適正な遂行に支障を及ぼすものであると認められる。） 	財務局建築保全部施設整備第二課
6	R2. 6. 2	R2. 8. 4	都立立川学園特別支援学校（仮称）(31)増築昇降機設備工事 参考図（図面①②）				1												上記文書については、取得及び作成しておらず不存在のため	財務局建築保全部施設整備第二課
7	R2. 7. 14	R2. 8. 5	建築工事積算標準単価表（令和2年3月1日付）	75		1													（7条3号）当該価格情報については、東京都が刊行物を購入し、引用・加工した単価を用いており、当該価格情報は刊行物を発行している法人が著作権を有している。当該価格情報を開示することにより、当該法人の権利及び利益が阻害されるおそれがあり、かつ、不特定多数により使用され得るため、事後の回復が不可能となる損害が生じる。また、開示した場合、刊行物の販売が影響を受け、当該法人が経済的不利益を被ることが考えられ、健全な事業活動に支障を及ぼすこととなる。刊行物の販売収入は、事業運営の根幹を形成するものであり、これが阻害されれば当該法人の事業目的である調査研究にも影響が及び、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。なお、刊行物の発行から1年を経過した当該価格情報については、開示によって当該法人の正当な利益等を害するおそれが少ないと判断し、開示している。	財務局建築保全部技術管理課
8	R2. 7. 15	R2. 8. 5	建築工事積算標準単価表（令和元年10月1日付） 電気設備工事積算標準単価表（令和元年10月1日付） 機械設備工事積算標準単価表（令和元年10月1日付）	40		1													（7条3号）当該価格情報については、東京都が刊行物を購入し、引用・加工した単価を用いており、当該価格情報は刊行物を発行している法人が著作権を有している。当該価格情報を開示することにより、当該法人の権利及び利益が阻害されるおそれがあり、かつ、不特定多数により使用され得るため、事後の回復が不可能となる損害が生じる。また、開示した場合、刊行物の販売が影響を受け、当該法人が経済的不利益を被ることが考えられ、健全な事業活動に支障を及ぼすこととなる。刊行物の販売収入は、事業運営の根幹を形成するものであり、これが阻害されれば当該法人の事業目的である調査研究にも影響が及び、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められるため。なお、刊行物の発行から1年を経過した当該価格情報については、開示によって当該法人の正当な利益等を害するおそれが少ないと判断し、開示している。	財務局建築保全部技術管理課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
9	R2. 8. 6	R2. 8. 11	都有地(多摩市愛宕三丁目1番1外2筆)(25)擁壁現況等調査委託 調査報告書	393	1													(7条4号) 印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	財務局財産運用部活用促進課	
10	R2. 8. 7	R2. 8. 12	建築工事積算標準単価表(平成31年4月1日付) 電気設備工事積算標準単価表(平成31年4月1日付) 機械設備工事積算標準単価表(平成31年4月1日付)	788	1														財務局建築保全部技術管理課	
11	R2. 6. 15	R2. 8. 13	(1)旅行命令簿 (2)内国旅費請求内訳書兼領収書	2	1														財務局主計部議案課	
12	R2. 8. 3	R2. 8. 13	・立川駅南口東京都・立川市合同施設(仮称) (31)新築空調設備工事 の見積比較表、代価表及び共通費算定書	79	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
13	R2. 8. 4	R2. 8. 13	・東京都八重洲駐車場(2)改修電気設備工事 の特記仕様書及び共通費算定書	29	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
14	R2. 6. 15	R2. 8. 14	庁有車運転日誌 小池都知事 平成29年度、平成30年度、平成31年度及び令和2年度分 (令和2年6月15日までの分)	856	1								1					(7条4号)車両番号、運転者の氏名及び印影 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため 開示することにより犯罪を誘発し、または犯罪の実行を容易にするおそれがあると認められるため 偽造等による犯罪防止のため	財務局経理部総務課	
15	R2. 8. 3	R2. 8. 17	庁有車運転日誌 (1)小池知事 令和元年8月1日から令和2年7月31日までの分 (2)村山特別秘書 令和元年8月1日から令和2年7月31日までの分 (3)宮地特別秘書 令和元年8月1日から令和2年7月31日までの分	634	1								1					(7条4号)車両番号、運転者の氏名及び印影 開示することにより車両が特定され、警備上支障を及ぼすと認められるため	財務局経理部総務課	
16	R2. 8. 3	R2. 8. 17	① 都立町田の丘学園(30)東校舎棟改築及び改修空調設備工事 ② 都立水元特別支援学校 (30)改築空調設備工事 共通費算定書 及び 見積比較表 ③ 都立久留米特別支援学校 (仮称)(30)改築及び改修空調設備工事 ④ 都立豊島高等学校(31)改築空調設備工事 ⑤ 都立永山高等学校(31)改築空調設備工事 共通費算定書、代価表 及び 見積比較表	421	1														財務局建築保全部施設整備第二課	

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
17	R2. 8. 7	R2. 8. 19	・都立大塚病院(31)改修電気設備工事その3の見積比較表、代価表及び共通費算定書	454	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
18	R2. 8. 7	R2. 8. 20	・立川駅南口東京都・立川市合同施設(仮称)(31)新築電気設備工事の見積比較表、代価表及び共通費算定書	100	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
19	R2. 8. 7	R2. 8. 21	都立豊島高等学校(31)改築電気設備工事共通費算定書、代価表及び見積比較	69	1														財務局建築保全部施設整備第二課	
20	R2. 6. 27	R2. 8. 26	新型コロナウイルス感染症に関する要望について	2	1														財務局主計部財政課	
21	R2. 8. 18	R2. 8. 26	・都立大塚病院(31)改修給水衛生設備工事その3の共通費算定書	3	1														財務局建築保全部施設整備第一課	
22	R2. 8. 18	R2. 8. 27	① 都立永山高等学校(31)改築給水衛生設備工事その2 ② 都立光明学園(31)北棟改築給水衛生設備工事 ③ 都立竹台高等学校(31)改築給水衛生設備工事その2 ④ 都立豊島高等学校(31)改築給水衛生設備工事その2 ⑤ 都立立川学園特別支援学校(仮称)(31)増築給水衛生設備工事共通費算定書	16	1														財務局建築保全部施設整備第二課	
23	R2. 3. 5	R2. 8. 28	31財財管・評第408号「中央区築地六丁目2001番1のうち」の土地評価について(新規・貸付料)	12	1						1			1	1				(7条5号) 築地再開発に係るまちづくりの具体化を図る上での財産処理に関する情報である。これらの情報は、都の機関の内部における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある。 (7条6号) 本件事業の実施方法等が確定したものと誤認され、都民に混乱を生じさせるなどした結果、事業者の募集その他の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。契約に係る事務に関し、都の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある	財務局財産運用部総合調整課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
24	R2. 3. 5	R2. 8. 28	平成31年度第11回 議事要旨 (平成31年度議案第39号分)	8	1														<p>(7条5号) 築地再開発に係るまちづくりの具体化を図る上での検討途上の情報である。これらの情報は、都の期間の内部における審議・検討に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換及び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に都民の間に混乱を生じさせるおそれ並びに特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>(7条6号) 情報が公になることにより、本件事業の実施方法等が確定したものと誤認され、都民に混乱を生じさせるなどした結果、事業者の募集その他の事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p> <p>・情報が公になることにより、契約に係る事務に関し、都の財産上の利益を不当に害するおそれがあり、契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>	財務局財産運用部管理課
25	R2. 8. 28	R2. 8. 31	建築工事積算標準単価表 (平成31年4月1日) 建築工事積算標準単価表 (平成31年5月1日) 建築工事積算標準単価表 (令和元年6月1日) 建築工事積算標準単価表 (令和元年7月1日)	1	1														財務局建築保全部技術管理課	

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにすることで、非開示情報を開示してしまうことになるためあるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び非開示について、東京都情報公開条例第7条各号のいずれを根拠として非開示としたのか、該当する項目に「1」を記入しています。

東京都情報公開条例第7条第1号：法令秘情報

第2号：個人情報

第3号：事業活動情報

第4号：犯罪の予防・捜査等情報

第5号：審議・検討又は協議に関する情報

第6号：行政運営情報

第7号：任意提供情報

第8号：特定個人情報

第9号：死者の個人番号

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名又はそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が存在しない場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

<総枚数>について

・他の開示決定と一体として決定を行っている場合は総枚数欄が空欄になります。